

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

男女が互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を目指し、本市では、平成15年度に男女共同参画を推進するための基本理念を明らかにした「宇都宮市男女共同参画推進条例」を制定し、条例に基づき同年度に策定した「宇都宮市男女共同参画行動計画 うつのみやパートナープラン」により、男女共同参画の推進に関するさまざまな施策・事業を展開してきました。

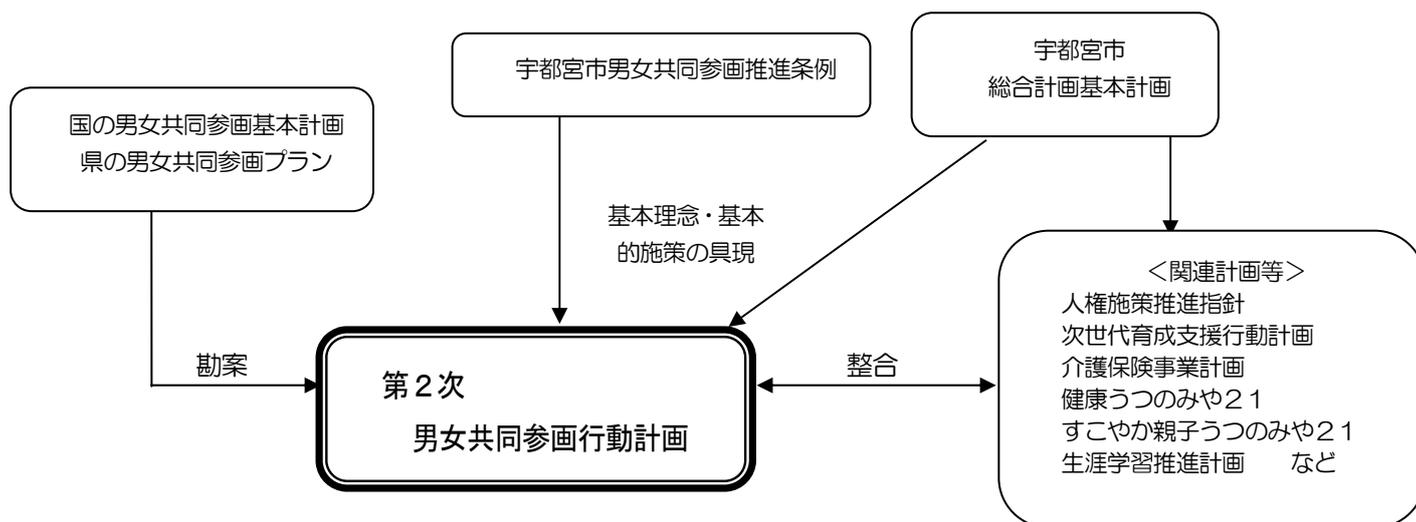
しかしながら、平成18年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、多くの市民が、仕事が忙しく子育てなどの家庭生活や社会的活動を行う時間が十分に確保できていないなど、仕事と生活の調和が困難な状況が明らかになりました。

また、配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）など女性に対する暴力が社会的な問題となっている現状があります。

このような課題を解決し、心ときめく活力ある社会を構築するため、前計画である「宇都宮市男女共同参画行動計画 うつのみやパートナープラン」の実績等をもとに、本市の特徴を捉え、課題に的確に対応し時代に沿った男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に推進するため「第2次宇都宮市男女共同参画行動計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は宇都宮市総合計画基本計画の分野別計画です。
- (2) この計画は宇都宮市男女共同参画推進条例第8条¹に規定する計画です。



3 計画の期間

計画期間は、2008年（平成20年）度から2012年（平成24年）度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。

¹ 条例第8条（行動計画）

市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

第1章 計画の概要